主観数値の評点方法

指名停止の期間及び文書通告	１　適格審査年度の前年度及び前々年度の２か年度において、公共機関等より、一定期間の指名停止措置を受けた者は、次の期間に応じた数値とする。 ４か月　－２０点 １か月以上４か月未満　－１０点 １週間以上１か月未満　－５点 ２　文書通告が２回以上あった場合は－３点とする。
災害応急対策業務に関する協力	適格審査年度の前年度及び前々年度の２か年度において、村が要請し、災害応急対策業務のために従事した回数に応じて加点する。ただし、１５点を上限とする。 ・１回につき　３点
除雪作業	１　適格審査年度及び前年度の２か年度において、昭和村と除雪作業の契約を締結している場合は、次のとおり加点する。 (1)契約道路延長 20km 未満 ・１か年の契約につき　１０点 (2)契約道路延長 20km 以上 ・１か年の契約につき　１５点 ２　村と除雪作業の契約を締結している場合は、適格審査年度の 12 月１日時点に村と契約している除雪機械の所有台数に応じて加点する。 ・１台につき　５点 注1　除雪作業は、除雪、砂散布とする。 注2　除雪機械の所有台数は、リース機械を含まない台数とする。

地域貢献活動等	1　適格審査年度の前年度及び前々年度の２か年度において、会社の活動として昭和村内で(1)～(4)のいずれかの事項に該当する活動をした場合、次のとおり加点する。 (1)道路清掃等のボランティア活動 (2)河川等の環境保全のための活動 (3)建設業を活かした地域貢献活動 (4)スポーツイベント等へのボランティア活動 ・２か年（各年２回以上）活動した場合　　１０点 2　適格審査年度の前年度及び前々年度の２か年度において、昭和村立中学校に在籍する生徒又は昭和村立小学校に在籍する児童の職場体験又は総合学習の受け入れを行った場合、次のとおり加点する。 ・受入実績あり　　１０点 3　適格審査年度の12月１日時点において、昭和村に住所を有する者を雇用（会社役員を除く。）している場合は、次の区分により加点する。 ・正規社員　　１名につき５点 ・非正規社員（１年以上雇用している者）　　１名につき２点 4　適格審査年度の４月１日時点において、会社役員又は被雇用者が昭和村消防団員である場合、次の区分により加点する。 ・常勤の役員及び正規社員　　１名につき　１０点 ・非正規社員（１年以上雇用している者）　　１名につき　５点 5　適格審査年度の12月１日時点において、会社役員又は被雇用者が昭和村の役職員等（消防団を除く。）に就任等している場合、次の区分により加点する。 ・昭和村の非常勤特別職　　１名につき　１０点 ・その他、昭和村が設立した任意の組織・審議会　　１名につき　５点